

防官企15113号
27.10.1

各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

大臣官房長
(公印省略)

行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について（通知）

標記について、当省における行政手続法第6章に定める意見公募手続等は、別添2及び別添3のほか、関連文書により運用してきたところであるが、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成27年法律第39号）の施行に伴い、平成27年10月1日以降の運用については、別紙のとおり対応することとしたので、管下の職員に周知されたい。

なお、関連文書については平成27年10月1日をもって廃止する。

関連文書：防官企第5281号（27.3.26）

添付書類：1 別紙

2 総管第139号（平成18年3月20日）

3 総管管第29号（平成27年3月26日）

行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用に当たっての留意事項について

行政手続法（平成5年法律第88号）第6章に定める意見公募手続等の運用に当たっては、「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について」（総管第139号。平成18年3月20日。以下「運用指針」という。）及び「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用の改善について」（総管第29号。平成27年3月26日。以下「改善指針」という。）のほか、次の事項にも留意することとする。

1 命令等該当性、適用除外事項該当性及び義務解除事由該当性の判断

- (1) 定めようとするものが行政手続法第2条第8号に規定する命令等に該当するか否かの判断は、それを定めようとする課等が行うものとする。
- (2) 定めようとする命令等が行政手続法第3条第2項及び第3項並びに第4条第4項の適用除外事項に該当するか否か並びに定めようとする命令等が行政手続法第39条第4項の意見公募手続の義務付けの解除事由に該当するか否かの判断は、当該命令等を定めようとする課等が行うものとする。

2 公示に当たっての手続

- (1) 命令等を定めようとする課等が防衛省本省の内部部局の課等の場合は、意見公募手続又は結果の公示を実施するに当たっては、当該課等がその旨の文書の起案を、案、関連資料等の公示しようとするものを添えて一元的な文書管理システムを用いて行うものとする。ただし、紙決裁によることとされている場合の起案は、その例による。
- (2) 命令等を定めようとする課等が防衛省本省の内部部局以外の防衛省に置かれる機関（防衛装備庁及びこれに置かれる機関を除く。）の課等の場合は、当該課等と防衛省本省の内部部局担当部署とが相談の上、当該防衛省本省の内部部局担当部署がその旨の文書の起案を、案、関連資料等の公示しようとするものを添えて一元的な文書管理システムを用いて行うものとする。ただし、紙決裁によることとされている場合の起案は、その例による。
- (3) (1)及び(2)の起案文書は、大臣官房企画評価課に合議するものとする。
- (4) (1)及び(2)の起案文書の決裁者は、当該起案を行った課等が所属する官房各局の長とする。
- (5) 意見公募要領において、やむを得ない理由により30日を下回る意見提出期間を定める場合は、その理由を当該意見公募要領に明示するものとする。

(6) 意見公募要領には、提出意見に付記される氏名、連絡先等の特定の個人を識別可能とする情報については、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡又は確認に用いる旨明示するものとする。

3 公 示

(1) 2 (1) 又は(2)の文書の起案を行った課等は、当該文書の決裁を終えた後、公示することとなるものを大臣官房企画評価課及び整備計画局情報通信課に提出するものとする。

(2) 整備計画局情報通信課は、(1)の提出を受けた場合、当該提出を受けたものを「電子政府の総合窓口」のウェブサイト (www.e-gov.go.jp) に掲載して公示するものとする。

4 周 知

3 (1)の公示することとなるものを提出した課等は、デジタル・ディバイドにも配慮し、新聞・雑誌・広報誌への掲載、報道発表等インターネット以外の方法による周知・情報提供に努めるものとする。

5 命令等の制定に当たっての提出意見の考慮等

(1) 意見公募手続（委員会等の意見公募手続に準じた手続を含む。）を経て命令等を定める際の起案に当たっては、原則として公示することとなる提出意見を考慮した結果及びその理由を添付することとし、当該起案を行う課等が防衛省本省の内部部局の課等の場合は、決裁を終える前に、定めようとする命令等について、大臣官房企画評価課の確認を受けるものとする。

(2) (1)の起案を行う課等が防衛省本省の内部部局以外の防衛省に置かれる機関（防衛装備庁及びこれに置かれる機関を除く。）の課等の場合は、当該課等と防衛省本省の内部部局担当部署とが相談の上、結果の公示が命令等の公布又は制定と同日又はそれ以前となるよう措置するものとする。

(3) 結果の公示がやむを得ない理由により命令等の公布又は制定よりも遅れる場合は、(1)の起案を行う課等が防衛省本省の内部部局の課等の場合は当該課等が、防衛省本省の内部部局以外の防衛省に置かれる機関（防衛装備庁及びこれに置かれる機関を除く。）の課等の場合は当該課等と防衛省本省の内部部局担当部署とが相談の上、当該防衛省本省の内部部局担当部署が、その理由及び公示日の目途を明らかにするものとする。

(4) 提出意見が多数（100件以上）に上る案件について、改善指針2.(2)の大臣、副大臣又は大臣政務官の確認を得る必要があるか否か及び確認を得るべき政務の範囲の判断並びにその確認を得る手続は、(1)の起案を行う課等が防衛省本省の内部部局の課等の場合は当該課等が、防衛省本省の内部部局以外の防

衛省に置かれる機関（防衛装備庁及びこれに置かれる機関を除く。）の課等の場合は当該課等と防衛省本省の内部部局担当部署とが相談の上、当該防衛省本省の内部部局担当部署が行うものとする。

(5) (1)の起案を行った課等は、決裁を終えた後、命令等を定めた旨を当該命令等を定めた文書を添えて大臣官房企画評価課に連絡するものとする。

6 その他

(1) 適用期日

ア この留意事項は、平成27年10月1日から適用する。

イ 命令等の立案から制定までの事務が平成27年10月1日をまたぐ場合であっても、可能な限りこの留意事項に基づくものとする。

(2) 防衛装備庁における意見公募手続等

ア 1から5までについては、防衛装備庁（これに置かれる機関を含む。以下同じ。）には適用しない。

イ 防衛装備庁において意見公募手続（委員会等の意見公募手続に準じた手続を含む。）又は結果の公示を実施する場合、防衛装備庁の担当課等は、公示することとなるものを大臣官房企画評価課及び整備計画局情報通信課に提出するものとする。

ウ 整備計画局情報通信課は、イの提出を受けた場合、当該提出を受けたものを「電子政府の総合窓口」のウェブサイト（www.e-gov.go.jp）に掲載して公示するものとする。

エ 防衛装備庁において意見公募手続（委員会等の意見公募手続に準じた手続を含む。）を経て命令等を定める場合、防衛装備庁の担当課等は、命令等を定める旨を当該命令等を定めた文書を添えて大臣官房企画評価課に連絡するものとする。

オ イからエまでのほか、防衛装備庁における意見公募手続、命令等の制定に当たっての提出意見の考慮等及び結果の公示については、防衛装備庁がこの留意事項に準じて定めるところによるものとする。

(3) 照会等対応窓口

防衛省及び防衛装備庁並びにこれらに置かれる機関における照会等対応窓口（運用指針にある照会等対応窓口をいう。）は、大臣官房企画評価課とする。

(4) 文書管理

意見公募手続及び結果の公示関連の文書の取扱いについては、通常の紙や電子媒体の行政文書と同様に防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第

15号)等によるものとする。

(5) 細部事項

この留意事項に定めるもののほか、細部事項については大臣官房企画評価課から別に示すものとする。